

議 事 録

※用語の定義

条例：寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

規則：寒川町指定管理者選定委員会規則

会議名	令和5年度第6回寒川町指定管理者選定委員会会議
開催日時	令和6年3月25日（月） 午後1時27分～午後4時18分
開催場所	町民センター 展示室
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	《出席委員》
	学識経験者〔条例第12条第3項1号〕
	企業経営に識見を有する者〔規則第2条第1項第1号〕
	公認会計士
	社会保険労務士
	行政運営に識見を有する者〔規則第2条第1項第2号〕
	神奈川大学法学部教授
	寒川町まちづくり推進会議委員
	町職員〔条例第12条第3項第2号、規則第2条第2項〕
	畑村副町長（委員長）
	野崎総務部長（副委員長）
	深澤企画部長
	菊地町民部長
	伊藤学び育成部長
	三橋健康福祉部長
	原田環境経済部長
	畠山都市建設部長
	大川議会事務局長
内田教育次長	
《対象施設の町職員》	
高橋陽一（教育政策課長）、山口明子（副主幹）	
伊藤正治（総務課長）、平尾直樹（主査）	
大八木清勝（スポーツ課長）、大鷲靖幸（副主幹）、原田拓人（主事）	
原征大（健康づくり課長）、飯塚敦子（主査）	
中澤栄子（福祉課長）、柏木翔（主査）	
三橋健一郎（高齢介護課長）、青木耕一（副主幹）	
岡野恵子（町民協働課長）、栢沼明美（主査）、花上純平（主事）	
《対象施設の指定管理者の人事労務担当者》	

	<p>《事務局職員》財産管理課 杉崎圭太(課長)、守屋利明(主査)、浅沼智也(主事)</p>		
議 題	<p>(1) 指定管理者制度導入施設における管理の状況(総括評価)について (2) その他</p>		
決定事項	<p>条例第12条第1項第2号の諮問に対する答申(調査審議)</p>		
公開又は 非公開の別	非公開	非公開の場合その理由(一部非公開の場合を含む)	委員の率直な意見の交換及び意思決定の中立性を確保するため [規則第7条]
議事の経過	<p>○開会</p> <p>(杉崎課長) 皆さん、こんにちは。 本日はご多忙の中、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今から、令和5年度第6回寒川町指定管理者選定委員会を開催させていただきます。 それでは、最初に、委員長であります、畑村副町長より、ごあいさつをお願いいたします。</p> <p>(委員長) 皆さま、こんにちは。 外部委員の皆さまにおかれましては、ご多忙の折、本委員会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。 それでは、早速ではございますが、本日の議題は、『指定管理者制度導入施設における管理の状況(総括評価)』でございます。 町では、平成28年度より、統一基準による指定管理者制度のモニタリング及び総括評価を実施しております。 本日は、本制度を導入しております全9施設について、1年間の管理状況の確認を行ってまいりたいと思います。 委員の皆さまには、忌憚のないご意見やご指摘を頂ければと考えておりますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。</p> <p>(杉崎課長) ありがとうございました。 それでは、議題に入ります前に、事務局より本委員会の委員構成について、確認事項として、2点、ご報告申し上げます。 まず、1点目といたしまして、本委員会は、議事内容により委員の構成を変更する形となっておりますが、本日は、「寒川町指定管理者の指定の手続き等に関する条例第12条第1項第2号及び、寒川町指定管理者選定委員会規則第4条別表」により、学識経験者の皆さまと、町職員による内部委員全員での会議開催となっておりますこと、予めご了承ください。 また、寒川町指定管理者選定委員会規則第4条第4項の規定により、委員の過半数が出席されていますことから、本委員会は会議として成立して</p>		

いることをみなさまに、併せてお伝えいたします。

続きまして、2点目でございます。

本日の審議スケジュールにつきまして、先にお配りしておりますスケジュールのとおり、限られた時間での審議となりますため、各施設所管課の説明時間は、5分とし、その後の質疑・回答時間を約10分として、1施設あたり、計15分程度でのご審議となりますので、よろしくお願いたします。

なお、審議にあたりまして、本日は、各施設の指定管理者の人事労務担当者にもご出席していただいておりますことを、併せてご報告させていただきます。

それでは、これ以降は議題となりますので、委員長に議事進行をお願いしたいと思います。畑村委員長、よろしくお願いたします。

○議題 指定管理者制度導入施設における管理の状況（総括評価）について

（委員長）

それでは、早速ではございますが、次第に沿って、進めてまいりたいと思います。

議題の『指定管理者制度導入施設における管理の状況（総括評価）について』ということで、審議を進めてまいります。

最初に、モニタリング評価制度の概要と本日の議事の進め方について、事務局より説明をお願いします。

（事務局）

寒川町では、統一ルールとして、指定管理者に対し、モニタリングを年2回、総括評価を年1回実施しております。

このうち、本日の議題である総括評価につきましては、年間の事業計画などがきちんと履行されているかといった点に着目し、毎年度2月に、1年間の管理業務を総括した評価を行うものでございます。

モニタリング及び総括評価の実施にあたっては、各施設を2つの類型に分類しており、それぞれ、異なった実施方法をとっております。

類型Ⅰは、指定管理者の選定が非公募で行われた、もしくは、施設の設置目的から利用者等が限定されている施設でございます。健康管理センター、福祉活動センター、ふれあいセンター、地域集会所が、これに該当します。

対しまして、類型Ⅱは、指定管理者の選定が広く公募で行われ、かつ制限なく、どなたでもご利用頂ける施設でございます。総合図書館・文書館、公民館3館、総合体育館及びパンプトラック、田端スポーツ公園、寒川町営プール及び寒川町営さむかわテニスコートが、これに該当します。

類型Ⅱでは、広く皆様にご利用いただいている施設であることから、町職員以外の目も入れるという意味で、外部モニターによる確認も行っております。

さらに、類型Ⅱでは、指定管理者による一次評価を実施し、施設所管課による二次評価と合わせた二段階評価を行っております。

評価制度の概要は、以上でございますが、本年度の特色となる点を、1

点、申し上げます。

昨年度も実施しましたが、光熱費高騰により支援を行っています。現在、施設所管課と指定管理者とで手続き等を進めています。

現段階では電気代の支援として5施設が対象となり、ガス代の支援として3施設への支援を予定しています。

続きまして、本日の進行について、ご説明させていただきます。

本日のスケジュールは、配布しております委員会スケジュールに時間を掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

このあと、総合図書館・文書館より順次審議をお願いいたしますが、各施設の時間は、先ほど、申し上げましたとおり約15分を想定しております。

このうち、冒頭の5分以内で施設所管課より、施設及び評価の概要について特記事項のみご説明させて頂き、残りの約10分で質疑応答を行いたいと考えてございます。

本日は、主に総括評価票を見ていきながら、仕様書や事業計画書の内容がきちんと履行されているかといった点、また、所管課における評価が適正に行われているかといった点を中心に、忌憚なくご意見を頂戴できればと考えてございます。

また、会議冒頭に報告いたしましたですが、本日は、人事労務関係のご質問にも対応できるよう、指定管理者の人事労務担当者にも同席して頂くことになっておりますので、予めご承知おきください。

最後になりますが、本日いただきましたご意見につきましては、取りまとめた後、町長に対して答申として提出し、各施設における来年度以降の事業計画等に反映させていきたいと考えてございます。

事務局からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

(委員長)

事務局からの説明が終わりました。

それでは、本日の議事の進め方につきまして、事務局より説明がありましたが、委員の皆さまより、何かご質問・ご意見等がありますでしょうか。

～「特に無し」との発言あり～

(委員長)

それでは、スケジュールのとおり、順次、各施設の審議に移りたいと思います。

まず最初に、寒川総合図書館・寒川文書館です。施設所管課より、評価結果の概要について説明をお願いします。

○寒川総合図書館・文書館

～【総合図書館及び文書館 教育政策課より説明】～

質疑の内容については、指定管理者の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開とし、選定委員会による意見については、別紙『指定管理者制度の運用に関する調査審議 意見一覧』のとおりです。

(委員長)

続きまして、町民センター、北部公民館・北部文化福祉会館、南部公民館・南部福祉会館に関する説明を施設所管課よりお願いします。

○町民センター、北部公民館・北部文化福祉会館、南部公民館・南部福祉会館

～【公民館、北部公民館、南部公民館 教育政策課より説明】～

質疑の内容については、指定管理者の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開とし、選定委員会による意見については、別紙『指定管理者制度の運用に関する調査審議 意見一覧』のとおりです。

＜寒川町情報公開条例第5条第2号該当＞

(委員長)

続きまして、寒川総合体育館及びパンプトラックさむかわに関する説明を施設所管課よりお願いします。

○寒川総合体育館及びパンプトラックさむかわ

～【総合体育館及びパンプトラックさむかわ スポーツ課より説明】～

質疑の内容については、指定管理者の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開とし、選定委員会による意見については、別紙『指定管理者制度の運用に関する調査審議 意見一覧』のとおりです。

＜寒川町情報公開条例第5条第2号該当＞

(委員長)

続きまして、田端スポーツ公園に関する説明を施設所管課よりお願いします。

○田端スポーツ公園

～【田端スポーツ公園 スポーツ課より説明】～

質疑の内容については、指定管理者の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開とし、選定委員会による意見については、別紙『指定管理者制度の運用に関する調査審議 意見一覧』のとおりです。

＜寒川町情報公開条例第5条第2号該当＞

(委員長)

続きまして、寒川町営プール及び寒川町営さむかわテニスコートに関する説明を施設所管課よりお願いします。

○寒川町営プール・寒川町営さむかわテニスコート

～【寒川町営プール・寒川町営さむかわテニスコート
スポーツ課より説明】～

質疑の内容については、指定管理者の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開とし、選定委員会による意見については、別紙『指定管理者制度の運用に関する調査審議 意見一覧』のとおりです。

<寒川町情報公開条例第5条第2号該当>

(委員長)

続きまして、寒川町健康管理センターに関する説明を施設所管課よりお願いします。

○寒川町健康管理センター

～【寒川町健康管理センター 健康づくり課より説明】～

質疑の内容については、指定管理者の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開とし、選定委員会による意見については、別紙『指定管理者制度の運用に関する調査審議 意見一覧』のとおりです。

<寒川町情報公開条例第5条第2号該当>

(委員長)

続きまして、寒川町福祉活動センターに関する説明を施設所管課よりお願いします。

○寒川町福祉活動センター

～【寒川町福祉活動センター 福祉課より説明】～

質疑の内容については、指定管理者の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開とし、選定委員会による意見については、別紙『指定管理者制度の運用に関する調査審議 意見一覧』のとおりです。

<寒川町情報公開条例第5条第2号該当>

(委員長)

続きまして、寒川町ふれあいセンターに関する説明を施設所管課よりお願いします。

○寒川町ふれあいセンター

～【寒川町ふれあいセンター 高齢介護課より説明】～

質疑の内容については、指定管理者の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開とし、選定委員会による意見については、別紙『指定管理者制度の運用に関する調査審議 意見一覧』のとおりです。

<寒川町情報公開条例第5条第2号該当>

(委員長)

続きまして、寒川町地域集会所（12カ所）に関する説明を施設所管課よりお願いします。

○寒川町地域集会所（12カ所）

～【寒川町地域集会所（12カ所） 町民協働課より説明】～

質疑の内容については、指定管理者の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開とし、選定委員会による意見については、別紙『指定管理者制度の運用に関する調査審議 意見一覧』のとおりです。

<寒川町情報公開条例第5条第2号該当>

(委員長)

各施設の管理状況の確認が終わりました。最後に全体を通じまして、もしくは、本モニタリング評価制度についてでも結構ですので、ご意見がありましたら、お願いいたします。

(委員)

決算書を添付されていますが、3月決算の指定管理者は1年前の収支情報となるため、直近の情報提供を提供して頂きたいです。

直近の月次報告書か四半期の報告書などの収支情報を提供頂けると審査する立場としては、判断しやすいと考えます。

(事務局)

ご指摘のとおりであります。指定管理者とは直近の収支報告のほか、複数年度での提出が可能か否かも含めて、調整してまいりたいと思います。

(委員)

データが確認しにくいいため、少なくとも月ベースの利用者数のデータを経年で提供して頂きたいです。

アンケートの実施方法も、何を目的に実施しているかがわかるよう、全体的に見直して頂きたいです。

また、資料データも膨大であるため、見出しで内容がかわるような資料構成を検討して頂きたいです。

(事務局)

施設所管課ごとに資料が異なっている点もありますので、どのような構成が良いか含め、今後、皆さまとご相談させていただきながら、見直していきたいと考えています。

アンケートも行うことだけを目的にするのではなく、その意図が検証できるよう、各所管課にも指導してまいります。

データの保存方法や総括評価の資料構成についても見直しをしていきたいと思えます。

(委員)

アンケートの指数で使用している母数については、何を示しているのか、わかりづらいです。

(事務局)

何を示しているのか、資料に注意書きを示すよう、所管課に指導してまいります。

(委員)

指定管理者とは維持管理運営上、目標を設定していると思えます。総括評価時には、その目標に対する結果が読み取れるようにして頂けると評価する側としては判断しやすいと考えます。

(事務局)

おっしゃるとおりです。町は、事業計画に対し、その内容を承認していますので、総括評価票自体の見直しも必要ですが、計画値と実績値がわかることができるように対応してまいりたいと思えます。

一度、改善事項を取りまとめたうえで、今後、委員の皆さまから助言を頂きたいと考えています。

(委員)

指定管理者の社則が120ページもある施設もありました。資料の確認、読み直す際に時間を要するため、該当する部分のみの資料を提供して頂きたいです。

就業規則は、一事業所ごと、原則、管轄の労働基準監督署に提出しなければなりません。

各所管課は、指定管理者に提出しているか否かを事前に確認して頂きたいです。

また、本年4月から法改正により、雇用契約書への記載すべき内容が改正されることから、所管課において、しっかり確認して頂きたいです。

(事務局)

管轄の労働基準監督署への提出や收受印の有無は、事務局としても所管課に確認をするよう求めていましたが、再度、所管課に確認を求めていきたいと思ひます。

(委員)

健康管理センターの代替施設が令和8年度に供用開始するとか、図書館や総合体育館の改修工事の内容が資料から読み取ることができませんでした。

そのような情報は審査に影響するため、資料として提供して頂きたいと思ひます。

(事務局)

承知いたしました。以後、対応できるよう所管課と調整してまいります。

(委員)

アンケートについては、提出書類内容でも審査における重要な判断資料となります。膨大な資料の中に入れるのではなく、分けて提出して頂きたいです。

他の委員からも発言がありましたが、単にアンケートをするのではなく、目的をしっかりとって頂きたいです。

福祉活動センターは、障がいのある人が利用されます。筆記が難しい方もいますので、口頭でもアンケートができるよう、利用者に沿ったアンケート方法を実施すべきと考えます。より良い運営をするためには、必要な手段と考えます。実施方法も含め、見直して頂きたいと思ひます。

(事務局)

アンケートの実施方法は、所管課とのヒアリングを通じて注意していましたが、利用者以外からもアンケートを実施しなければ、施設本来の価値は確認できないと思ひています。

貴重なご意見・ご提言をいただきましたので、今後、アンケートを実施する際には、その内容が反映できるよう所管課と調整を進めていきます。

(委員長)

他にご意見等ございませんでしょうか。

ただ今、指摘された事項については、次に活かしてまいりたいと思ひています。

他に無いようでしたら、最後に本日皆様から頂きましたご意見については、取りまとめを行ったうえで、本選定委員会からの意見ということで、町長に対し答申を行う予定ですが、その取りまとめにつきましては、事務局作成のうえ、私(委員長)に一任して頂ければと思ひますが、よろしいでしょうか。

～同意あり～

○その他

(委員長)

ありがとうございました。それでは、次第、3のその他ですが、まず、委員のみなさんから何かありますか。

～「特になし」の声あり～

続きまして、事務局から何かありますでしょうか。

(杉崎課長)

事務局から、3点ございます。

【①今後のスケジュールについて】

1点目は、総括評価結果に係る今後のスケジュールについて、ご案内いたします。

本日、皆さまから頂戴いたしましたご意見につきましては、先程、委員長（副町長）からもございましたとおり、とりまとめを行いまして、町長に対し答申として提出する予定でございます。

答申の内容につきましては、各施設所管課において速やかに対応し、今後の管理業務もしくは、次年度の事業計画等に反映させていきたいと考えてございます。

また、総括評価の結果につきましては、年度が明けた5月に年度報告書が指定管理者より提出されますので、それを以て確定し、その後、町議会へ報告の後、HP等で（総括評価票のみですが）公表してまいりますので、よろしく願いいたします。

【②資料の回収について】（外部委員向け）

2点目につきましては、本日、外部有識者の皆様にはUSBメモリによる資料配布をさせて頂いておりますが、こちらにつきましては、この後、事務局職員が回収に伺いますので、よろしく願いいたします。

本日の委員会開催にあたりまして、パソコンをご持参の上、会議にご出席くださいまして、ありがとうございました。

【③任期満了に伴う次期委員の選任について】（外部委員向け）

3点目につきましては、外部有識者の皆さまの委員任期につきましては、本年の10月5日までとなります。

来年度の取り組み事項につきましては、外部有識者の皆さまとご審議します指定管理者候補者を選定する施設等がないため、

現時点では、本日同様、年度末の各施設に関する総括評価に対するご審議のみとなります。

このことから、事務局では4月以後に次期委員の選任にあたりましては、委員の皆さまにご相談させていただきながら、選定

作業を進めてまいりたいと考えておりますので、その折には、どうぞよろしく願いいたします。

事務局からの報告は、以上となります。よろしく願いいたします。

○閉会

(委員長)

それでは全ての議事が終了いたしましたので、事務局にお返しいたしま

	<p>す。</p> <p>(杉崎課長)</p> <p>本日は長時間にわたり、ありがとうございました。これを持ちまして、令和5年度第6回指定管理者選定委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。</p>
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・総括評価資料（総括評価票及び添付資料） ・指定管理者制度導入等に係る基本方針 ・寒川町 指定管理者制度に関するモニタリング評価について <p>*寒川町情報公開条例第5条第2号の規定により、各施設の総括評価票に添付した資料については、非公開としています。</p>
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	<p>委員長 畑村 正樹 (令和6年3月29日確定)</p>